

第18回軽米町議会臨時会

令和 3年 5月10日(月)

午前 9時59分 開会

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 常任委員の選任
- 日程第 4 議会運営委員の選任
- 日程第 5 議案第 1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 2号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 4号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢	一	君
総務課	総括課長	梅木	勝	彦	君
総務課	総務担当課長	吉岡		靖	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	福島	貴	浩	君
納・会計担当課長		古館	寿	徳	君
税務会計課	課税担当課長	松山		篤	君
町民生活課	総括課長	橋場	光	雄	君
町民生活課	町民生活担当課長	菅波	俊	美	君
教育委員会	教育長	大清水	一	敬	君
教育委員会	事務局総括次長	工藤	祥	子	君
教育委員会	事務局生涯学習担当次長				

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴	子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝	行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳	祐	君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） それでは、ただいまから第18回軽米町議会臨時議会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

常任委員及び議会運営委員の任期は2年であり、去る5月7日をもって任期満了となりました。本日常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

次に、本日付で町長から議案4件の提出がありました。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

本日午前9時から議会運営委員会が開かれ協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、議案4件については本会議場において審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において2番、西館徳松君、3番、江刺家静子君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎常任委員の選任

○議長（松浦満雄君） 日程第3、常任委員の選任を行います。

軽米町議会委員会条例第3条第1項の規定により、常任委員の任期は2年となっております。これまでの常任委員は、令和3年5月7日をもって任期満了となりましたので、新たに常任委員の選任を行うものであります。

常任委員の定数は、軽米町議会委員会条例第2条の規定により、総務教育民生常任委員7人、産業建設常任委員7人及び議会報編集常任委員6人の定数になっております。また、常任委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。常任委員の選任に当たっては、本会議を休憩し、全議員の協議によって各常任委員の割り振りを決め、その結果に基づいて指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩の上、各常任委員の割り振りについて全議員で協議することにいたします。

全議員での協議が調うまでの間、暫時休憩とします。

午前10時02分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員の名簿を配布します。

お諮りします。各常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり、総務教育民生常任委員に上山誠君、西館徳松君、江刺家静子君、中村正志君、田村せつ君、茶屋隆君の6人、産業建設常任委員に館坂久人君、大村税君、本田秀一君、細谷地多門君、山本幸男君、松浦満雄君の6人、議会報編集常任委員に上山誠君、江刺家静子君、中村正志君、田村せつ君、山本幸男君、茶屋隆君の6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（松浦満雄君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

軽米町議会委員会条例第4条の2第3項の規定により、議会運営委員の任期は2年となっております。これまでの議会運営委員は、令和3年5月7日をもって任期満了となりましたので、新たに議会運営委員の選任を行うものであります。

議会運営委員の定数は、軽米町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により6人となっております。また、議会運営委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員の選任に当たっては、本会議を休憩し、全議員で協議を行い、その結果に基づいて指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、本会議を休憩し、全議員で協議することにいたします。

全議員での協議が調うまでの間、暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり、上山誠君、江刺家静子君、田村せつ君、館坂久人君、本田秀一君、山本幸男君の6人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

新たに選任された各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、軽米町議会委員会条例第7条第2項の規定によって、委員会において互選することになっております。

それでは、直ちに常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知します。

委員長、副委員長が決まりましたなら、当職まで報告願います。

なお、委員長の互選の職務は、軽米町議会委員会条例第8条第2項の規定により、年長議員が取り仕切っていただくようお願いいたします。

それでは、委員長及び副委員長の選任のため暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前 10 時 15 分 再開

○議長（松浦満雄君） 会議を再開します。

各常任委員会、議会運営委員会からそれぞれ委員長及び副委員長が決まった旨の報告がありましたので、お知らせします。

まず、常任委員会ですが、総務教育民生常任委員長に中村正志君、副委員長に江刺家静子君、産業建設常任委員長に館坂久人君、副委員長に山本幸男君、議会報編集常任委員長に田村せつ君、副委員長に中村正志君、また議会運営委員長に本田秀一君、副委員長に山本幸男君がそれぞれ決まった旨の報告がありました。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第 5、議案第 1 号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務会計課総括課長、福島貴浩君。

[会計管理者兼税務会計課総括課長兼
収納・会計担当課長 福島貴浩君登壇]

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（福島貴浩君） 議案第 1 号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 1 号は、軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴いまして、軽米町税条例等の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。

つきましては、同条第 3 項の規定によりまして、議会のご承認をお願いするものでございます。

説明は、新旧対照表でご説明申し上げます。町民税関係につきましてご説明申し上げます。今回の町民税に係る税制改正では、個人の町民税の非課税の範囲、寄附金税額控除、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書などについて見直しを行おうとするものでございます。

1 ページを御覧ください。第 27 条関係では、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直しするものでございます。個人町民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定基礎となります扶養親族から年齢 30 歳以上 70 歳未満の国外居住者にあつて、次のいずれにも該当しない者を除外するものでございます。1 つ目が留学により住所及び居所を有しなくなった者、2 つ目が障がい者、3 つ目が

その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払いを受けている者となります。

第35条の7関係では、寄附金税額控除の見直しでございます。特定公益増進等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しでございます。試験研究業務を行う地方独立行政法人のうち、定款に出資に関する業務を行う旨の定めがあるものを加えるものでございます。また、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得税額の特別控除について、対象となる寄附金から出資に関する業務を充てることが明らかな寄附金を除外するものでございます。

2ページを御覧ください。第37条の3の2関係では、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告者について、電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。

3ページを御覧ください。第37条の3の3第4項関係では、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。

第53条の8関係では、特別徴収税額について、退職所得申告書の定義に係る規定の整備でございます。

第53条の9関係では、退職所得申告書について、電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。

次に、軽自動車税関係につきましてご説明申し上げます。4ページを御覧ください。第78条の4関係では、環境性能割の税率について、読替え規定を対象に追加するものでございます。環境性能に応じた非課税または1%もしくは2%の税率の適用区分についての見直しを行うものでございます。

次に、国民健康保険税関係につきましてご説明申し上げます。同じく4ページを御覧ください。第148条関係では、国民健康保険税の減額につきまして、国民健康保険税における個人所得課税の見直しを踏まえた軽減判定所得基準の見直しをするものでございます。個人所得課税の見直しに伴い、一定の給与所得者が2人以上いる世帯では、当該見直し後において国民健康保険税の軽減措置に該当となくなり、現行と同水準とするものでございます。

5ページを御覧ください。附則第5条関係は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲について、国外居住親族の取扱いの見直しでございます。

6ページを御覧ください。附則第6条関係は、特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制の医療費控除を令和9年度まで延長するものでございます。

附則第10条の2関係は、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合について、我が町特例関係の引用する条項の整備を行うものでございます。

7 ページを御覧ください。主な内容として、浸水被害対策のため整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準特例措置が創設されたものでございます。廃止等では、生産性向上特別措置法の廃止及び認定、先端設備等導入計画に係る規定の他方への履行を前提に、旧町税条例附則第10条の第22項を廃止し、同条第24項を改正するものでございます。

8 ページを御覧ください。附則第11条から附則第13条の関係につきましては、土地に係る固定資産税の負担、調整措置として、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置き年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増措置に係る条例軽減制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。その上で、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

11 ページを御覧ください。附則第15条関係につきましては、特別土地保有税の課税の特例を令和6年3月31日まで延長するものでございます。

附則第15条の2関係につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長するものでございます。

12 ページを御覧ください。附則第15条の2の2関係につきましては、読替え規定を対象に追加するものでございます。

附則第16条関係につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものでございます。

14 ページを御覧ください。附則第18条の5関係では、東日本大震災に係る固定資産税の特例を令和8年度まで延長するものでございます。

附則第18条の9関係では、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について、コロナ特例法から1年間延長するものでございます。

15 ページを御覧ください。令和2年度専決により改正した一部改正条例の改正でございますが、令和3年度税制改正に伴う引用法令の情報の整備を行うもので、内容の変更はございません。また、改正に伴う施行期日も改正前と変更がないため、改正条例附則に第2条に係る施行期日等の規定をしないものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○3番(江刺家静子君) 1ページの個人の町民税の非課税の範囲についてお伺いします。

均等割のところなのですけれども、均等割のみを課税ということで、均等割が課税になっているかなっていないかで、いろんなことが変わってきます。例えば介護保険料、均等割のみ課税されているとされていないとでは、保険料の額が大きく変わってきますし、またいろんな制度で非課税の方というのが対象になるということもありますけれども、ここの均等割のところでも大きく変わってくるので、ちょっとお伺いします。

ちょっと今日資料渡されたので、詳しく私も見るができなかったのですけれども、最初のところで、括弧の中に何で16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとなっておりますけれども、このことによって例えば変わる前と変わった後で、同じ収入所得、家族の構成においてどのように変わるのか、お伺いします。また、扶養親族といえ、これまでは扶養親族という、所得がない人と理解しておりましたが、ここで年齢16歳未満と入ってきたことによってどのように変わるのか、お伺いします。

○議長(松浦満雄君) 税務会計課総括課長、福島貴浩君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長(福島貴浩君) 江刺家議員のご質問に対しお答え申し上げます。

非課税の範囲ということではございますけれども、この法律につきましては、令和6年1月1日から施行になるものでございます。ご指摘の扶養親族等につきましては、主に国外居住者についてが対象となるものでございますので、実際の生活についてどのように変わるかというものにつきましては、申告等見てからの判断となるものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長(松浦満雄君) 江刺家静子君。

○3番(江刺家静子君) そうすると、国外居住者に限るということなのですけれども、この年齢16歳未満の者と規定したところがちょっと駄目なのです。大抵高校まで行けば18歳ですが、16歳未満の者となれば中学生までは無条件でということですね。扶養のところには16歳未満と入った意味がよく分からない。例えば5ページにも、附則の一番下の行なのですが、ここにも年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとなっています。今年申告したときに、基礎控除と、それから控除対象配偶者でしたか、どちらかが10万円増えてどちらかが10万円減ったということで、何か結局私の場合はひとり暮らし、単独なのですけれども、増えたのか減ったのか、ちょっと理解するのに難しかったのですが、基礎控除10万円変わりましたか。

○議長(松浦満雄君) 江刺家議員、今の質問はちょっと……

○3番（江刺家静子君）ここに年齢16歳未満とついたのは、これはどういう意味かなと。

○議長（松浦満雄君）税務会計課総括課長、福島貴浩君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（福島貴浩君）江刺家議員のご質問にお答えします。

所得税法あるいは地方税法の絡みがございますので、ここの部分につきましては所得税法の部分が適用になるものでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（松浦満雄君）江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君）森林環境税というのがありますけれども、均等割のみ課税の人にも森林環境税はかかりますか、かかりませんか。

○議長（松浦満雄君）何ページですか。

○3番（江刺家静子君）すみません、ないのですけれども。

○議長（松浦満雄君）では、もう一度森林……

○3番（江刺家静子君）森林環境税というの、多分岩手県の場合は1,000円だったかと思うのですけれども、均等割のみ課税の人にもこれは1,000円一律に県税だからかかるかお聞きしたのです。

○議長（松浦満雄君）今回の議案に関係ないのですが、税務会計課総括課長、福島貴浩君。

では、休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（松浦満雄君）それでは、再開します。

税務会計課総括課長、福島貴浩君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（福島貴浩君）ただいまのご質問に対して、ちょっと確認させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君）それでは、後ほどということで。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては承認することに決定しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第6、議案第2号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務会計課総括課長、福島貴浩君。

[会計管理者兼税務会計課総括課長兼

収納・会計担当課長 福島貴浩君登壇]

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（福島貴浩君） 議案第2号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第2号は、軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。

これも地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をさせていただきました。

つきましては、同条第3項の規定によりまして、議会の承認をお願いするものでございます。

説明は、新旧対照表でご説明申し上げます。1ページを御覧ください。地方自治法に基づき、固定資産の価格に関する不服の審査の手續等を規定している軽米町固定資産評価審査委員会条例につきまして、納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書の書面への押印及び署名を不要とするものでございます。押印を廃止する書面は、1つ目が審査の申出者が提出する審査申出書、2つ目が口頭審査において申出者が提出する口述書、3つ目が委員会において作成する調書、口頭審査調書、実地調査書、議事録となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしく願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第2号 軽米町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては承認することに決定しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第7、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課総括課長、松山篤君。

ここで、ちょっと休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する目的は、家庭系一般廃棄物の収集運搬に供するためでございます。取得する財産は一般廃棄物収集運搬車1台で、取得予定価格は798万7,100円でございます。取得の方法は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第13地割115番地2、高常自動車工業株式会社、代表取締役、高橋啓介様より買入れするものでございます。

購入しようとする一般廃棄物収集運搬車の仕様概要につきましては、お手元に配布してございます資料のとおりでございます。

議案第3号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第8、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

〔教育委員会事務局総括次長 大清水一敬君登壇〕

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 議案第4号の提案理由を説明申し上げます。

議案第4号は、財産の取得に関し議決を求めるものでございます。

移動図書館車を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する目的は、図書館の利用が困難な住民への図書貸出しに供するためでございます。取得する財産は、移動図書館車1台です。取得の予定価格は、2,077万1,300円です。取得の方法は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第13地割11

5番地2、高常自動車工業株式会社、代表取締役、高橋啓介様から買い入れるもの
でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。
採決は起立によって行います。

議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり決定す
ることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案の
とおり可決されました。

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

江刺家議員より質疑のありました森林環境税については、県税ですので、後ほど
直接担当課の方に尋ねることといたしまして、本日の日程は全部終了しまし
た。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第18回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前10時51分）